

## **障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築**

障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

### **4 障害のある子どもの療育支援体制の充実**

- ◇ 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。
- ◇ 手帳の有無や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のために、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用して早期発見や診断、適切な治療や訓練等を行い、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図ります。
- ◇ ホームヘルプや障害児通所支援、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。
- ◇ 東葛地域における重症心身障害児（者）施設の整備について東葛6市と連携しながら整備に向けた引き続き支援を行います。—うとともに、他の地域についても支援のあり方について検討します。
- ◇ 重症心身障害児（者）等が入所する老朽化が進んだ県立施設の整備のあり方について、今後検討します。

### **（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実**

#### **【I 現状・課題】**

障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。

乳幼児期から学校卒業後まで一貫した療育支援体制を充実させるため、乳幼児健診の充実による早期発見や早期支援、ライフステージを通じた支援を行うための情報伝達ツールであるライフサポートファイルの拡充及び活用、障害特性に応じた支援等が必要です。

また、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の拡充、さらに、児童発達支援センターの機能強化を通じたネットワークの構築により、療育支援体制の整備を図る必要があります。

**【Ⅱ 取組みの方向性】**

- ① 乳幼児健診の充実やライフサポートファイルの導入について、市町村に働きかけ、早期の導入を促します。
- ② 発達障害、聴覚障害、視覚障害等、障害特性に応じた支援の充実に努めます。
- ③ 児童発達支援センターや児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の拡充を図ります。
- ④ 児童発達支援センターが、発達障害者支援センター（CAS）と連携を図り、同一の障害保健福祉圏域にある他の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、特別支援学校、保育所等とネットワークを構築し、情報共有のための会議及び職員の支援技術向上のための研修を実施します。

**【Ⅲ 数値目標】**

No.	項目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
1	児童発達支援センター箇所数	28			

※ 総合計画(必須)

2	児童発達支援事業所箇所数	121			
---	--------------	-----	--	--	--

※ 総合計画(必須)

3	放課後等デイサービス事業所箇所数	199			
---	------------------	-----	--	--	--

※ 新規項目(任意)

4	ライフサポートファイルの実施市町村数	29			
---	--------------------	----	--	--	--

※ 新規項目(任意)

## （2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

### 【Ⅰ 現状・課題】

在宅の障害児やその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、保護者が問題を抱え込むことのないようホームヘルプ、訪問看護、シェルターの機能を有する短期入所等の充実、さらには、虐待防止に努め、在宅支援機能の強化が必要です。

### 【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 重症心身障害のある方が、可能な限り自宅や住み慣れた地域で生活できるよう、短期入所事業の環境整備に努めてまいります。また、千葉県短期入所特別支援事業補助金の交付対象である強度行動障害短期入所特別支援事業所の拡充を検討します。
- ② シェルターの機能を有する短期入所等、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業が実施できるよう市町村に働きかけてまいります。
- ③ 短期入所施設のほか、ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える通所事業の充実を図れるよう、市町村に働きかけてまいります。

### 【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
1	障害児通所施設定員				

※ 障害福祉計画(必須)

2	短期入所施設数(障害児を受け入れる施設)				
---	----------------------	--	--	--	--

※ 新規項目(任意)

### （3）地域における相談支援体制の充実（再掲）

※ 療育支援関係の記載のみ。最終的には相談支援部会の記載を再掲する。

#### 【Ⅰ 現状・課題】

地域の障害児施設の有する機能や人材を活用し、在宅や事業所に対して支援を行う障害児等療育支援事業の推進を図ります。また、発達障害児の早期発見・早期支援が行われるよう、保育士、幼稚園教諭、保健師、訪問支援員を対象とした研修を行うほか、発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターの研修等を進めるとともに、千葉県発達障害者支援センター運営事業と組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な支援体制を構築します。

#### 【Ⅱ 取組みの方向性】

- ① 発達障害児の子育て経験のある親をペアレントメンターとして登録し、その拡充やフォローアップ研修会等を実施します。
- ② 障害の可能性のある子どもの支援を図るため、支給決定を必要としない障害児等療育支援事業の充実を図ります。
- ③ 発達障害児への早期支援を図るため、保育士や幼稚園教諭等を対象に、障害の基礎知識や各種援助技法等の研修を実施します。また、障害児通所支援事業の保育所等訪問支援事業所の環境整備に努めます。

#### 【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
1	障害児等療育支援事業の実施見込み箇所数	77			

※ 障害福祉計画(必須)

2	障害児相談支援(障害児等療育支援事業相談件数)				
---	-------------------------	--	--	--	--

※ 障害福祉計画(必須)

**（4）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実**

**【Ⅰ 現状・課題】**

発達障害を含む**障害のある幼児・児童・生徒**が、それぞれの**発達段階や障害の特性**に応じた教育を受けられるよう教育環境を整備し、合理的配慮の充実及び**全ての教職員の専門性の向上等の取組を推進**するとともに、**ライフステージに応じた教育相談支援体制の充実を図る**。いじめや不登校の問題への取組みを強化する必要があります。

**【Ⅱ 取組みの方向性】**

- ① **幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの研修の充実を図ります。**
- ② **小・中学校等や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの関係機関との連携の充実を図ります。**
- ③ **特別支援教育コーディネーターの複数体制を進め、校内支援会議等の充実を図ります。**
- ④ **医療依存度が高く特別支援学校に通えない子に対して、訪問教育等の教育の充実に努めます。**

**【Ⅲ 数値目標】**

No.	項目	25年度実績	27年度	28年度	29年度
1	<b>小・中学校等における特別支援教育に関する個別教育支援計画作成率</b>				

※ 障害者基本計画(任意)

2	<b>特別支援教育に関する教員研修受講率</b>				
---	--------------------------	--	--	--	--

※ 障害者基本計画(任意)

3	<b>特別支援教育に関する校内委員会設置率</b>				
---	---------------------------	--	--	--	--

※ 障害者基本計画(任意) 校内委員会の設置率は平成22年度以降100%であることから削除

4	特別支援教育コーディネーター指名率				
---	-------------------	--	--	--	--

※ 障害者基本計画(任意) 平成22年度以降100%であることから削除

## (5) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実

### 【I 現状・課題】

医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援が受けられるよう、医療・福祉・教育等の連携を図る小児等在宅医療連携拠点事業や療育支援コーディネーター事業を推進します。

また、重症心身障害児施設の充実等を図るとともに、重症心身障害児者施設が設置されていない地域においても、在宅支援等のあり方について検討します。

### 【II 取組みの方向性】

- ① 医療的ケアを要する子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修や、医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドラインを活用して相談支援専門員の育成を行います。
- ② 医療依存度の高い子どもを受け入れている福祉事業所の看護師に対し、看護の技術指導を実施します。
- ③ 市町村に対し、圏域ごとを目安に療育支援コーディネーターの配置を働きかけます。
- ④ 国のモデル事業である小児等在宅医療連携拠点事業（平成25、26年度実施）の成果を活かし、人材の育成、医療資源の拡充、関係者のネットワークの構築等を進めます。
- ⑤ 医療的ケアの必要な特別支援学校の看護師及び教員に対しての研修内容の向上を図ります。
- ⑤ 障害児入所施設のあり方や役割について検討します。

【Ⅲ 数値目標】

No.	項目	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
1	福祉型障害児入所施設 入所定員	288			

※ 障害福祉計画(必須)

2	医療型障害児入所施設 入所定員	472			
---	--------------------	-----	--	--	--

※ 障害福祉計画(必須)

3	療育支援コーディネーター の配置人数				
---	-----------------------	--	--	--	--

※ 第4次計画(任意)